**第一次厚木訴訟　東京高裁判決について　　(松井芳郎論文)**

〔１９８６（６１）－２３〕鈴木保ほか７６名　Ⅴ　国　〔厚木基地公害訴訟〕

　東京高等裁判所　１９８６（昭和６１）年４月９日

（航空機発着差止等請求控訴、同附帯控訴事件、昭５７（ネ）２７６８、昭５７（ネ）３０３２、昭６０（ネ）１５１５）

＊本件は、祖川・小田（二九）（本誌八四巻五号）の〔五七－一〇〕の控訴事件である。

一　自衛隊機の飛行活動等の差止め請求――統治行為

二　米軍機の飛行活動等の差止め請求

三　自衛隊機および米軍機の飛行活動騒音等を理由とする損害賠償請求

四　侵害行為

五　１環境権および人格権――２共通被害――３陳述書等の証拠価値

六　侵害行為の違法性判断における公共性と受忍限度との関係

七　防衛措置の高度の公共性――国の基本権としての自衛権――政治部門の判断の尊重

八　被害回避等のための被告の対策――環境基準――危険への接近等――高度に公共性ある加害行為と受認限度

九　将来の損害賠償請求――結論

　事実　本件は航空機騒音にかかわる飛行差止めおよび損害賠償が求められた公害訴訟の一つであるが、最高裁判決がだされた大阪国際空港訴訟（一九八一（昭和五六）年一二月一六日大法廷判決、民集三五巻一三六九頁）が公共用飛行場に関するものであったのに対して、日米共同使用にかかわる軍用飛行場に関するものであり、しかも本件第一審の口頭弁論終結後の一九八二（昭和五七）年二月以降、米空母ミッドウェーの横須賀母港化に伴い同空母の艦載機による夜間離着陸訓練（ＮＬＰ）が本件飛行場で開始され、これが社会問題化したこともあって、大きな注目を集めたものである。なお、本件事実については、第一審判決（横浜地裁一九八二（昭和五七）年一〇月二〇日、訟月二九巻七七一頁、祖川・小田〔五七－一〇〕（本誌八四巻六三〇頁））の紹介のさいにくわしく述べられているので、そちらを参照されたい。本件第一審判決は、原告らの請求のうち、飛行差止めおよび将来の損害賠償請求にかかわる訴えを却下し、過去の損害賠償請求の一部を認容した。これに対して、原告ら七六名および被告が控訴し、原告らの他の一名が附帯控訴した。

　判決　一　本件飛行場における自衛隊機の飛行活動等の差止め請求の適法性については、裁判所は以下のように否定的な判断を述べている。

　「原告らの本件差止請求は、現在の航空機の性能を前提とする限り、自衛隊による本件飛行場の使用を全面的に中止させるか、これに大巾な制約を課することを求めるものというべく、結果的には、これにより本件飛行場の防衛施設としての機能のほぼ全面的な停止を求めるのに等しいものというべきである。」ところで、「現行憲法は、国民主権主義及び三権分立の制度を基本原理とする民主主義体制を採用しているのであるから、国民を代表し、国民に対して直接政治上の責任を負う国会の立法的裁量事項や、国会の政治的コントロールのもとにおける内閣の政治的裁量事項については、裁判所が司法権を行使するにあたっても、これを尊重する必要があるのは当然である。」また、「国家行為のうち、国の機構、組織並びに対外関係等を含む国家統治権の基本にかかわる高度に政治性を有する事項については、憲法上独立の地位をもち、国民に対して直接政治上の責任を負うことのない裁判所が、特定の制約された訴訟手続の中でその適否を判断するのは適当でなく、憲法の標榜する民主政治の原理からすれば、かかる事項は、国民に対して直接・間接に政治責任を負う国会又は内閣の権限に留保され、 国民の批判と監視の下に解決されるのが最も適当であると考えられる。」

　「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るもの（自衛隊法三条一項参照）であり、その活動は、自衛隊の各隊及び各施設が相互に有機的に結合することによってなされているのであって、本件飛行場の設置及び航空機の配備、運用は、このような総合的な防衛態勢の一環にほかならないというべきところ、斯かる自衛隊の具体的運営は、……諸般の事情を総合的に考慮し、政治部門によって立法上又は予算上の裏付がなされたうえ行われているのである。したがって、右のようなわが国の自衛権行使のための実力組織の規模、内容、程度及びその運用を如何に決定するかは、政治部門における高度の政治的、専門的裁量による判断を伴うものというべく、それは、国内における政治、経済等の動向や集団安全保障体制のもとにおける国際関係にも深い関連があり、わが国の存立と安全にもかかわる緊要な事項であるとともに、高度の政策的判断を不可欠とするものであって、いわゆる統治行為ないし政治問題に属するものというべきである。そうすると、斯かる緊要な国家の政策 決定の具体的効力を直接に左右するが如き本件差止請求は、裁判所の民事訴訟事項として適格を有するものとすることはできないから、右請求にかかる訴えは不適法としてこれを却下すべきものと認める。」

二　他方、本件飛行場における米軍機の飛行活動等の差止め請求の適法性については、裁判所の認定判断は原判決理由の該当判示部分のとおりであるとして、これが引用されている（訟月二九巻九〇八頁上段六行目～九〇九頁下段三行目、祖川・小田〔五七－一〇〕六三三頁下段二一行目～六三五頁上段一三行目）。

三　原告らは本件差止め等請求に併合して、航空機騒音等により原告らの人格権または環境権等の権利ないし法益が侵害されていることを理由として、過去および将来の損害賠償を請求した。これに対して被告は、統治行為ないし政治問題を理由として右損害賠償請求は不適法であると主張する。これに関して裁判所は、以下のように判断している。

　本件損害賠償請求のうち主位的請求は、本件飛行場は被告が設置し管理する公の営造物であるところ、被告はこれを米軍に供用しまた自衛隊によって使用することにより、原告ら周辺住民はジェット機等の発する激しい爆音、振動等により甚大な損害を受けているが、被告はこれを放置し何ら抜本的対策を講じていない結果、本件飛行場はこのような被告の所為によって周辺住民である原告らに対して営造物として通常備えるべき安全性を著しく欠くに至ったので、国賠法二条一項により損害賠償を求めるというものである。

　「そうである以上、問題は、あくまで被告による具体的な本件飛行場の使用又は供用の態様と程度とにあるから、右具体的な使用ないし供用行為に関連して生じたという本件飛行場の設置管理の瑕疵（通常備えるべき安全性の欠如）の有無を審理判断するにあたっては、右被告による侵害行為の程度、内容、被侵害利益の性質、内容、侵害行為のもつ公共性（公益上の必要性）の性質、内容等を比較検討するほか、必要に応じ、被告がなした周辺対策及び本件飛行場周辺地域への原告らの居住の先後関係等の事情をも考慮して、その被害が受忍限度を超え、その侵害行為が違法性を帯びるものかどうかを、本件事案に即して具体的に審理判断すれば足り、それ以上にすすんで本件飛行場を自衛隊ないし米軍が使用することの適否、ここに離着陸する航空機等の配備の適否、あるいはわが国の防衛態勢ないしは米軍の本件飛行場使用自体の適否に至るまで、その内容に立入って判断する必要はない。」

　また、原告らの予備的請求は、被告は本件飛行場の設置管理者として負っている、航空機の離着陸等に伴う騒音等による被害の防止に努めなければならない責務を怠り、原告ら周辺住民を長期にわたり激しい騒音等に暴露したうえ、さらに基地機能を拡大強化して被害の深刻化を放置したので、民法七〇九条の不法行為として損害賠償の義務があるというのであるが、

　「右請求原因の当否を審判するのに、前記被告が主張するような点についてまで立ち入って審理判断しなければならない筋合いのものではない。したがって、被告が統治行為ないし政治問題を理由として本件損害賠償請求が不適法であるとする主張は理由がない。」

四　ついで裁判所は、侵害行為についての認定判断は、一定の訂正等をのぞいて原判決に説示するところと同一であるとしてこれを引用し、さらに一九八一年以降の騒音の発生状況、とくに一九八二年二月以降に開始されたミッドウェー艦載機による夜間離着陸訓練（ＮＬＰ）に関して、くわしい事実認定を行ったうえ、大阪国際空港訴訟事件における騒音量等と本件飛行場の場合とを対比し、「その周辺に及ぼす影響には相当の差がある〔後者のほうが軽微である〕」ことに「留意」している。  
五　被害に関して裁判所は、原告らの請求の態様と立証方法の特徴は、①侵害を受けた権利としての環境権と人格権の問題、②被害の主張としてのいわゆる「共通被害」の問題、および③固有損害の立証方法としての陳述書等の間題、の三点に要約できるとして、本件被害の具体的認定に入る前に、これら三点についてあらかじめ次のように検討している。

　１　環境権および人格権について

　原告らは、本件損害賠償請求における被害の内容は環境権および人格権の侵害であるとし、これらの権利は絶対的に保障されるべき優越的利益を内容とするから、右各権利が侵害された場合には、ただちに損害賠償を認めるべきだと主張する。しかしながら、

　「原告らの主張する如き環境権及び人格権については、実定法上その規定がなく、とりわけ私法上の権利としてのいわゆる環境権は、その成立、存続、消滅等の要件や、その効力等、およそ権利としての基本的属性が曖昧であるばかりか、右権利の対象となる環境の範囲、すなわち環境を構成する内容、性質、地域的範囲等も不明であり、如何なる場合にその侵害がありというべきか、権利者の範囲等も明瞭でない。また、包括的権利としてのいわゆる人格権も、その内容、権利としての枠組みや外延、これが私法秩序の中に占める位置等も明確さを欠き、その権利としての資格にはなお疑問の余地がある。」原告らが援用する憲法一三条、二五条の各規定は、「いずれも国の国民一般に対する責務を宣言した綱領的規定と解すべきであり、その趣旨は、国の施策として、立法、行政の上に反映されるべきであるけれども、これによって、直接に、国民各自について侵害者に対し具体的な請求権が認められているわけではない。また、人間が社会共同生活を円滑に維持遂行してゆくためには、原告らの主張するような……優越的権利の存在を認めるのは相当ではなく、具体的事件の処理において違法性の存否を 判断するにあたっては、当該事案のもつ諸事情を総合した利益考量が不可欠である……。ところで、本件において、原告らが……環境権及び人格権を主張する実質的理由は、主として航空機の運航差止を請求する関係からであると考えられるが、国家賠償ないし不法行為を理由とする損害賠償の請求をするにあたっては、法律上保護されるべき利益が違法に侵害されたことを主張すれば足り、あえてこれを何らかの『権利侵害』として構成する必要はな〔く〕……その判断にあたって、右の説示以上に、これらの権利性の存否を論ずる必要はないというべきである。」

　2　「共通被害」について

　原告らは、本件侵害行為によって賠償されるべき損害は、原告らが受けた一切の不利益のうち、財産的損害とされる部分を除き、すべての原告らに共通して認められる非財産的損害の一部であるとするが、被告はこれを争い、そのような「共通被害」は、原告らのすべてに妥当することを要するから、その被害の有無、程度を明らかにするためには、原告らの中で騒音等の影響が最も少ない者の条件を確定して、そこにおける被害の有無、程度が明らかにされねばならない旨主張する。原告らは右被告の抗争に応えていないし、その「共通被害」として主張するところは甚だしく抽象的かつ概括的で容易に理解しがたい面があるが、原告らは右主張の前提として原告らの損害につき、（１）健康破壊、（２）生活妨害、（３）睡眠妨害、及び（４）情緒的被害をあげているので、これらのうち何が「すべての原告に共通して認められる」被害であり、それがどの程度のものであるかを、証拠に基づき具体的に検討する必要がある。

　3　本件陳述書等について

　本件は、国家賠償ないし不法行為を理由とする損害賠償の請求であり、また原告ら主張の侵害行為の違法性が被告により強く争われている事案であるから、原告らの主張する侵害行為による個別的被害の内容、程度に関する主張、立証が極めて重要な意味を持つ。

　「蓋し、本件侵害行為とされるものは、直接的には自衛隊機　及び米軍機の運航行為によるもので、いずれも法律及び条約に基づいて行われる本来適法な行為であり、この騒音加害が違法といえるか否かは、・・・・加害行為の性質と被害の程度、加害行為の公共性、その他の事情との比較衡量によって定まるものであって、仮に特定の原告に深刻な被害が発生し、右行為がこの者との関係では受忍限度を超え、違法とされるからといって、当然にその加害行為が一般的、客観的に違法性があるということになるものではなく、個々の被害者たる原告らに対しては、それぞれ受けている被害との関係で、相対的に違法性の有無が判断されなければならないからである。」

　ところが原告らは、前記各被害を原告ら全員について極めて概括的に主張するに止まり、その個別的、具体的内容と程度を必ずしも明らかにしていないだけでなく、これを立証する資料としては原告ら作成の陳述書および被害調査カード等を援用するのみであり、これらの証拠のほか原告らが提出する被害に関する証拠は、本件飛行場周辺についての一般的な調査結果と他の空港等に関する騒音の各種影響調査、研究結果等であって、本件各原告らに関する個別的具体的被害についてのものではない。したがって、前記各陳述書等や原告本人の尋問の結果は、原告らの個別的被害認定上極めて重要な意義をもつ筈のものである。ところが、本件各陳述書等は、その成立は弁論の全趣旨から明らかであるが、その内容には必ずしも全面的には措信しがたいものを含むことも否定しがたい。

　こうして裁判所は以下、原告らが主張する（１）健康破壊（聴覚被害およびそれ以外の身体的被害）、（２）睡眠妨害、（３）生活妨害、および（４）情緒的被害、について順次検討し、（１）については否定的な、（２）ないし（４）については一定の範囲で肯定的な、判断を下している。

六　ついで裁判所は、被告による本件飛行場の使用あるいは供用における違法性の判断に際しては、「原告らの被害が、社会生活を営むうえにおいて受忍すべきものと考えられる限度を超えるものかどうかを基準とすべきである」と述べ、原告らの環境権ないし人格権の主張をしりぞけて、次のように説示する。

　「原告らの主張する被害は、複雑多岐かつ広範なものであるうえ、本件侵害行為とされる被告の所為は、法令及び条約に基づき行われる本来は適法とされる自衛隊機及びわが国に駐留する米軍機の運航に関するものであるから、これらの関係を正確に把握し適切な法的判断に到達するためには、本件被害の発生に関する諸種の要因等を総合的に比較検討して、相対的評価をなすことが不可欠であるといわなければならない。そこで、本件飛行場に離着陸する航空機に起因する騒音等による被害が受忍限度を超え……るかどうかについて判断することとなるが、その際、（１）侵害行為の態様と侵害の程度、（２）被侵害利益の性質と内容、程度、（３）侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか、必要に応じて、（４）被害の防止に関する被告による対策の有無、内容、効果、（５）侵害行為としての騒音等に対する行政的な規制に関する基準、（６）原告らの侵害行為に接近の度合い等が考慮されるべきものと考えられる……。」

七　そこで裁判所は、「本件飛行場の使用ないし供用の公共性」に論を進め、次のように述べる。

　「本件における侵害行為のもつ公共性の問題は、……結局は、わが国の防衛上、被告による自衛隊の設置とその保有、運用並びに安保条約の締結による米国軍隊の基地使用の承認という、戦後被告によってとられて来た防衛措置の公共性の問題に帰着するものと考えられる。……」

　「１　およそ独立国家がその主権の一部として自衛権を有することは、独立した法主体に本質的なことである。すなわち、国家の自衛権は、外部から急迫不正の侵害が加えられた場合に、これを排除するため、止むをえない限度で実力をもって防衛する権利であり、国家の存立の基礎にかかわる重要な基本権である。それゆえ、わが国がこのような侵害行為に対して自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとることは、国家として最も本質的な任務と権能の一つであるといわなければならない。そして、わが国が自国の平和と安全を維持するため、どのような方法によって自衛するかという具体的な方法の選択は、国民の負託を受けた政治部門（行政府及び立法府）が、わが国の国是に基づき、そのおかれた国際的環境、その政治的経済的諸条件、国民思想の動向等、諸般の事情を総合的に考慮して決定すべき高度に政治的な判断事項であり、わが国の政治部門は、その方法として自衛隊を保有し、自らの防衛にあたるとともに、米国との間に安保条約を締結し、米軍による安全保障を求めているのである。

2　現在、自衛隊は、国会がその必要性を認めて制定した防衛庁設置法及び自衛隊法に基づいて組織され、その装備の規模・内容についても、閣議の決定と国会による予算の議決を受けているものであって、それは、現在の国際情勢の下において、わが国を防衛するために、必要最小限度の実力組織としてその保有が必要であるとの政治部門の判断に基づくものである。また、安保条約は、完全に平和が維持され難い現在の国際情勢を考慮し、ひとたびわが国に武力攻撃が加えられた場合には、わが国を防衛し、国家としての存立を保持するために、友好国の援助が必要であるとの判断のもとに締結されているのであって、右日米間の条約に基づく安全保障体制が、わが国の防衛のために必要不可欠であるという政治部門の選択と判断によるものである。そして、これらのことは、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している国際連合憲章によっても許容されているところである（同憲章五一条）。なお……現行安保条約は、わが国の施政下にある領域において、外部からの武力攻撃が加えられた場合には、日米両国が共通の危険に対処するように 行動する態勢を執ることによって、わが国の安全を確保することとし（五条）、また、米国には、わが国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、その陸軍、空軍及び海軍がわが国において施設及び区域を使用することを許されるとしているのであって（六条）、このように、一方において米国の対日防衛義務を、他方においてわが国の施設及び区域の対米提供義務をそれぞれ規定し、この相互の組合せをその基本的骨格とするところに、安保条約の特色があると考えられている。この意味で、わが国の施設及び区域の米軍に対する提供は、わが国の米国に対する条約上の義務であるばかりでなく、米国のわが国防衛義務と不可分の関係にあり、いわゆる安保体制の実効性を維持し充実させていくうえに不可欠の要素と考えられている。

3　わが国の政治部門が選択し、採用して来ている防衛政策の概要は以上のとおりであり、これによって、わが国の平和と安全の実現がはかられているのである。このように、わが国の防衛の問題は、国家としての存立と安全（この中には、わが国の経済的繁栄と国民の福祉の問題も含まれる。）にかかわると同時に、わが国が如何なる国是にたち、国際関係にどのような方針で対処するのかという、世界におけるわが国の在り方、その政治及び外交の基本的方向とも密接に関連し、極めて高度な公共性を帯びる事項であると考えられる。本件飛行場の自衛隊による使用及び米軍への供用も、以上のようなわが国が執って来ている防衛政策の一環であると理解されるのであって、併せて高度の公共性をもつものというべきである。原告らは、被告には自衛隊及び在日米軍による防衛体制がわが国の平和と安全にとって必要不可欠であるゆえんを現実の国際情勢の下において具体的に主張し立証する義務が……あると主張するのであるが、戦後わが国が平和の裡に経済的発展を遂げたことは周知の事実であり、また、前記のとおり、わが国の防衛をどのような方針のもとに如何なる態 様と方法で全うするかは、国民に対して直接政治的責任を負う政治部門の選択と判断に委ねられているのであるから、特段の事情のなき限り、その選択と判断は尊重されるべきものと考えられる。……因みに、……大阪国際空港事件……で主張された公共性の内容は、航空機による迅速な公共輸送の必要性をいうものであり、現代社会においてその公共性が相当に高度なものであることは明らかであるが、……本件飛行場の使用或いは供用のもつ公共性は前述のとおりであって、両者はその事案、性質を異にし、同一に論じることはできないものというべきである。」

八　ついで裁判所は、「被害の回避軽減のための被告による対策と効果」について、若干の訂正等のほかは原判決理由中の該当判示部分を引用し、また、原告らが受忍限度を示すものと主張する環境庁告示「航空機騒音に係る環境基準」については、「行政上の努力目標を示す指標」にすぎないと判断、さらに、「地域性、先住性、危険への接近」に関しては、公共性の観点から本件違法性の有無を判断できるとして、特に判断を加えないものとしている。

　こうして裁判所は、受忍限度および違法性に関して、次のような判断を下す。

　「一般に、公共性のある行為に伴って第三者に被害が発生する場合、加害行為を違法とするためには、公共性を帯びない行為との関係で受忍限度とされる程度を超える被害が生じているというのみでは足りないのであって、当該行為の公共性の性質・内容・程度に応じて受忍限度の限界が考慮されるべきであり、これについては、公共性が高ければ、それに応じて受忍限度も高くなるといわなければならない。本件の場合、本件飛行場の沿革、周辺地域の事情のもとで、被告による本件飛行場の使用及び供用行為の高度な公共性を考えると、これに基づく原告らの被害が前記のような情緒的被害、睡眠妨害ないし生活妨害のごときものである場合には、原則として、かかる被害は受忍限度内にあるものとして、これに基づく慰藉料請求は許されないのであり、例外的に、身体的被害の原因となる深刻な加害が存するときにのみ、更にその他の事情を併せ考慮して、受忍限度を超える被害があるものとして、その請求が許され得るものと解するのが相当である。けだし、前示公共性の事項で判断したとおり、一国の防衛は、国の存立と安全を確保し、国民経済の発展と国民の福祉をはかるうえに緊要の事項である ばかりでなく、世界の平和と安全にも関係する政治外交上の重要問題であって、国民の自由と基本的人権もこれによって確保される面をもつものであることに鑑みれば、この高度に公共性ある国の防衛関連行為に随伴して生ずるある範囲の犠牲について、国民がこれを受忍することを要求されるのは、事柄の重要性と必要性との対比において止むをえないところと解すべきであり、本件の場合の原告らの前記被害は、右の範囲を超えるものとは認められないからである。したがって、原告らに対する関係で、昭和三五年以降の被告による本件飛行場の使用及び供用に基づく加害行為に違法性があるものとは認められないのであり、原告らの　本件現在の損害賠償請求は此の点において既に理由がないといわねばならない。」

九　さらに裁判所は、原告らの将来の損害賠償請求については、今後の航空機騒音の発生状況、原告らの被害の内容、程度、居住関係等の事実関係の推移を待たなければ、損害賠償請求権の成否等を認定しえず、将来の給付の訴えにおける請求権としての適格性を有しないと解している。

　こうして、裁判所の結論は、差止請求にかかる訴えは却下、現在の損害賠償の請求については棄却、将来の損害賠償請求にかかる訴えについては却下であり、現在の損害賠償請求について右判断と一部異なる原判決部分は取消し、原判決のその余の部分は理由を異にするところがあるが結局相当であるとして、原告らの控訴を棄却した。

（訟月三三巻六一一頁）

（松井芳郎）

解説　（松井芳郎）

　一　判決の位置づけ　本件は一方では大阪国際空港訴訟をはじめとする騒音公害訴訟の一つであるが、他方では砂川事件（東京地裁昭三四・三・三 〇、祖川・小田『わが国裁判所の国際法判例』〔一六九〕一九一頁、最高裁大法 廷昭三四・一二・一六、同上〔一六九ａ〕一九三頁）、長沼事件（札幌地裁昭四 八・九・七、祖川・小田（二二）〔四八－一〇〕本誌八〇巻三号七九頁、札幌高 裁昭五一・八・五、祖川・小田（二三）〔五一－二一〕本誌八〇巻四号六六頁、 最高裁第一小法廷昭五七・九・九、祖川・小田（二九）〔五七－一二〕本誌八四 巻五号一五九頁）などと同じく基地訴訟としての性格をも有する。

　ところが本件では、原告らは、おそらくは大阪国際空港訴訟の成果を活用し、また思想信条や政治的立場を異にする多くの住民を原告として結集するため に、安保条約の違憲性を主張せず、訴えを民事上の差止めおよび損害賠償の請求 として構成したため、判決の組立ても一般の騒音公害訴訟と同一の形をとること となった。この意味で本件は、横田基地訴訟（東京地裁八王子支部昭五六・七・ 一三、祖川・小田（二八）〔五六－一六〕本誌八三巻五号一〇五頁、東京高裁昭 六二・七・一五、訟月三四巻二一一五頁）と同じ系譜に属するものといえる。

　航空機騒音にかかわる公害訴訟では判例となっている大阪国際空港訴訟の最高裁大法廷判決では①差止め請求は、航空行政権の行使にかかわり、民事訴訟 としては不適法であるとして却下され、②過去の損害賠償請求については、受忍 限度論に基づく利益衡量の結果一部認容され、③将来の損害賠償請求は権利保護 の要件を欠くものとして却下された。本件第一審判決も、①の航空行政権を防衛 行政権におきかえただけで、この判例の論理をほぼそのまま踏襲したものといってよい。

　ところが本判決は、①については結論は同じながら統治行為論を採用し、また、②については同一の論理を用いながら、国がとる防衛措置にきわめて高度の公共性を認めた結果、損害賠償請求を一切認めなかった。こうして本判決は、 同種の判決では原告らにもっとも厳しい内容のものとなったのである。

二　統治行為論　自衛隊機の飛行差止め請求に関して、本件第一審判決は右に触れたように、大阪国際空港訴訟の最高裁判決がいう航空行政権にならった「 防衛行政権」という概念に依拠し、差止め請求は「直接当然に防衛行政権の行使 の取消変更ないしその発動を求めるもの」であるから、行政訴訟により何らかの 請求をすることができるかどうかはともかく、右請求を通常の民事訴訟によって 求めることはできない、と判示した。

　このような第一審判決に対しては、当時行政法学者から厳しい批判が行われていた（今村成和・判時一〇五六号三頁、原田尚彦・ジュリ七八二号九九頁） が、本判決はこの論理をとることをせず、判決　一に紹介したように直截に統治 行為論を採用して訴えを不適法と判断した。判決のこの判断は、一四で検討する 防衛措置の高度の公共性の認定とも連動すると思われるが、さしあたり統治行為 論が採用されたことの直接の効果は、第一審判決がなおその道を残していた行政 訴訟によるものも含めて、この種の事案を司法権の対象からすべて除外してしまうことであると考えられる（古川純・ジュリ八九五号五四頁）。

　この点については、大阪国際空港訴訟最高裁判決に対する団藤重光判事の反対意見が、差止め請求について裁判所の救済の道をふさぐことに憲法三二条の 精神から疑問を提起していたことが想起される。本判決に関しても、統治行為論 は、①国民の裁判を受ける権利を大幅に狭めうる、②その濫用は司法による憲法 的規範統制の機能を台なしにする、③現実政治の現状を肯認・支持することになるという批判が憲法学者によってなされている（小林直樹・ジュリ八六六号四一 －四二頁）。

三　米軍機の飛行差止めと地位協定　本判決は米軍機の飛行差止めの請求に関しては、第一審判決の理由をほとんどそのまま引用した。この点について第一 審判決は、米軍機の離着陸について条約上の義務履行と抵触する規制措置を執る よう求めることは、「法的に不能を強いるもの」であり、また原告らの請求を給 付の訴えであるとすると、それは日米間の外交交渉を義務づける「行政上の義務づけ訴訟に該ることに」なり、通常の民事訴訟によってかような請求をなすこと は許されない、と判断している。

　祖川・小田〔五七－一〇〕で指摘されているように、厚木基地には地位協定二条一項ａに基づいて提供され三条によって合衆国が管理権を有する部分と、 日本側が管理権を有し二条四頃ｂに基づいて米軍に一時使用を認めている部分が あるが、判決の右の論理は前者については成りたちうるとしても、米軍が管理権 を持たない後者の場合には、日本側の具体的要望を米軍側に申し伝える権利を日 本政府は地位協定上有しているのではないか、という指摘が行われている（田山 輝明・判時一二一二号一九一－一九二頁）。また、地位協定三条によって合衆国 が管理権を有する施設・区域であっても、日本の法令の適用が排除される治外法 権的な地位にあるわけではない（松井芳郎・法時五七巻一一、一二号）から、判 決のこの点に関する結論を認めるかどうかはともかく、その論理については一層 精密な検討が必要であると思われる。

四　防衛措置の高度の公共性　航空機騒音にかかわる過去の損害賠償請求について、本判決が、判例である大阪国際空港訴訟の最高裁判決やこれにならった 本件第一審判決と同じく、受忍限度論に基づく利益衡量を行いながら、これらと 違って請求を一切認めなかったのは、一方では、判決　五で見たように原告らの 環境権および人格権の主張を認めず、彼らに個別的な損害の具体的立証を厳しく 要求したこと、他方では、判決　六ないし八に示したように、防衛措置の高度の 公共性を認め、それに応じて受忍限度も高くなると判断したからである。

　判決によれば、自衛隊と安保条約はわが国を防衛するために必要不可欠であるとの政治部門の選択と判断に基づくものであり、このような防衛問題は、「 国家としての存立と安全」にかかわると同時に、「〔わが国の〕政治及び外交の 基本的方向とも密接に関連し、極めて高度な公共性を帯びる事項」であった。こ のような防衛体制がわが国の平和と安全にとって必要不可欠であるゆえんを、被 告は具体的に立証する義務があるという原告らの主張はしりぞけられ、この点に ついて「国民に対して直接政治的責任を負う政治部門の選択と判断……は尊重されるべきもの」、とされた。

　こうして、「この高度に公共性ある国の防衛関連行為に随伴して生ずるある範囲の犠牲について、国民がこれを受忍することを要求されるのは……止むを えないところ」であり、したがって原告らの情緒的被害や生活妨害は受忍限度内 にあるものとされ、例外的に身体的被害の原因となる深刻な加害が存するときに のみ、受忍限度を超えるものとして請求が許されることがありうるとされるので ある。

　このように政治部門がとった防衛措置に、国民の諸権利にはるかに優越する高度の公共性を認めた判決の論理は、基地周辺の住民の特別の被害を「法の根 本原理である衡平の観念」に照らして救済すべきだとした第一審判決はもちろん 、このような公共性を考慮すべき事情の一つとして、あるいは他の行政部門の公 共性と等しいものとして捉えた、横田基地訴訟第一審・第二審判決と比べても、 その著しい特徴をなすものであって、このような判決の論理に対しては、憲法の 平和主義の観点からする厳しい批判が行われている（小林・前掲、古川・前掲） 。

五　自衛権の位置づけ　判決によれば、国が主権の一部として自衛権を有することは、「独立した法主体に本質的なこと」であり、この権利は「国家の存立 の基礎にかかわる重要な基本権」であって、「自衛のための措置をとることは、 国家として最も本質的な任務と権能の一つ」であるとされる。判決のこのような 自衛権についての見方には、自然法論における国家の基本権の一つとしての、あるいは国際関係における武力行使が禁止されていなかった伝統的国際法の時期の 、自己保存権の議論を思わせるものがある。

　また、判決は自衛権を「外部から急迫不正の侵害が加えられた場合に、これを排除するため、止むをえない限度で実力をもって防衛する権利」と定義して いるが、周知のようにこの定義は、カロライン号事件において合衆国国務長官ウェブスターが一八四二年に述べた言葉に由来する古典的なそれであって、国連憲 章五一条が自衛権を「武力攻撃が発生した場合に」のみ認めているのと比べて、 はるかに広範囲なものである。判決は、個別的・集団的自衛権の根拠として憲章 五一条を引用してはいるが、判決における自衛権の位置づけおよび定義に関する 論述には、国連憲章、とくにその五一条におけるそれらと対比して、少なくない 相違があるように見受けられる。

評釈（解説で引用したもののほか）田村一善・訟月三三巻三号、野村好弘・教室七二号、遠藤博也/国井和郎/古崎慶長（シンポジウム）・法セ三八四号、加藤一郎/大野正男/米津進（鼎談）・判タ六二二号、森島昭夫／淡路剛久／阿部泰隆（鼎談）・ジュリ八九五号、江橋崇・法セ三八二号、青野博之・環境法研究一八号。